

瑞穂町の財政分析

平成31年3月

I はじめに

市町村の予算は、その年度内に見込まれる歳入（収入額）と、住民生活を支える各種事業に必要な歳出（需要額）とのバランスを考慮して編成されます。収入額に見合う施策・事業を組むというのが原則です。しかし、毎年度の需要額は、例えば施設改修や建設事業など一定の事業量ではありません。また、市町村が実施しなければならない事業が増加する中で、税収が比例して増加することはなく、慢性的な財源不足に悩む市町村が多くなっています。

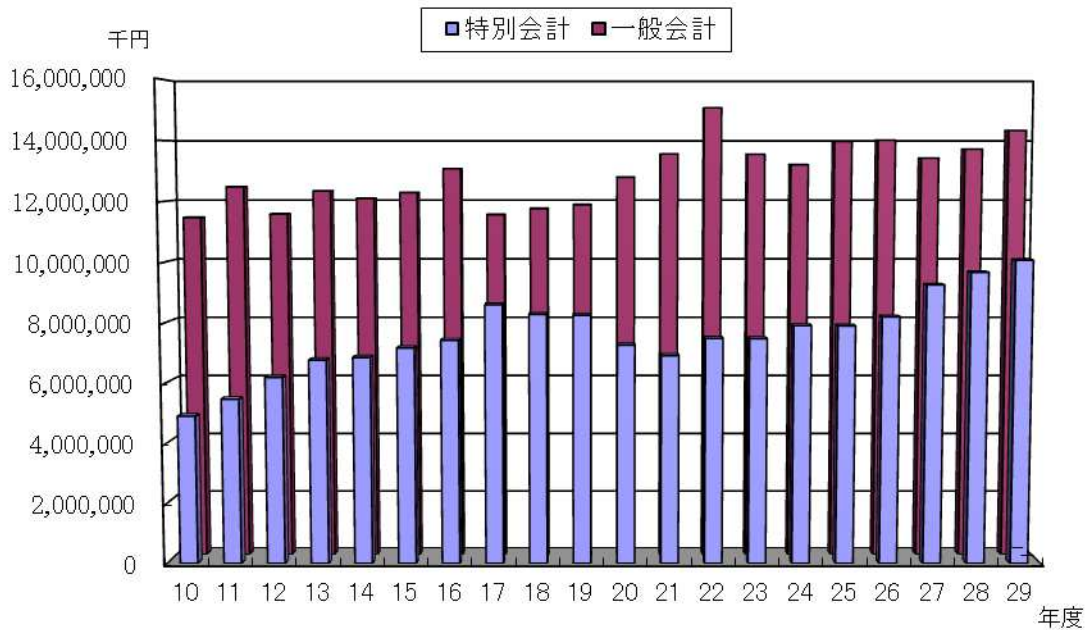
各市町村は、財源確保のためにこれまで職員給与の引き下げや職員数の削減、事業の見直しなど内部努力を継続してきました。同時に職員数が減ることによって行政サービスの質が低下することのないよう、施設運営などを民間に任せる指定管理者制度の導入や、業務を委託化するなど工夫を重ねています。しかし、これらの努力を上回り、需要額が市町村の自己調達可能な自主財源（収入額）を上回れば、これを補てんしなくてはなりません。補てんする財源として地方交付税（国の制度）や、市町村の決定力の及ばない依存財源（国・都の補助・負担金）、地方債（市町村の借金）に頼らざるを得なくなります。自治体運営が行き詰まれば、行政サービスの大幅な削減など住民生活が大きな影響を受けることとなるのは明らかです。

行政内部努力の多くは、行政改革として支出を削減することを目標としています。支出を抑制し、収入が徐々に増加すれば自治体の経営も好転するはずですが、市町村の収入は税金を主な収入源としていることから、増やすことは簡単ではありません。また、各市町村の少子高齢化は更に進み、将来的に労働人口が減少することから、税負担能力の低下が懸念され、市町村はこれまでのように受動的とも言える経営姿勢から、積極的な戦略的経営に取り組みざるを得ません。

そのためにも現在の市町村の経営状況を知っておくことが必要となります。ここに瑞穂町の財政状況について、経年的な決算額等の推移に加え、他市町村の状況との比較を交えながら分析をしていきたいと思えます。

II 瑞穂町の財政指標上の特徴と他市との比較

1 財政規模（平成10年度～平成29年度までの歳入決算額）の推移



上の表は平成10年度から29年度までの各年度決算から、歳入額を取り出したものです。一般会計では、平成17年度以降歳入総額が増加していましたが、23年度以降は130億円台で増減しています。（平成22年度は、鉄道会社が納税猶予されていた特別土地保有税を納税）

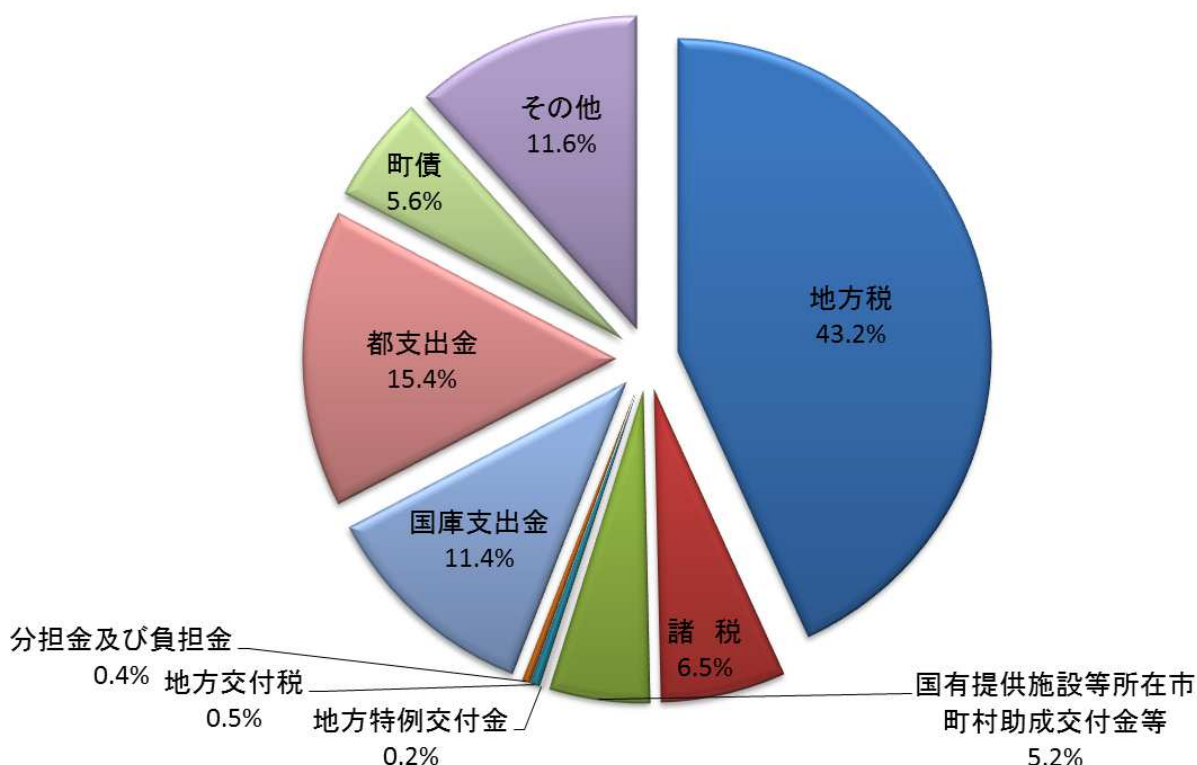
一方で特別会計（国民健康保険や下水道事業等）の合計額は、年度で多少の増減はあるものの、平成17年度まで徐々に伸びた後、老人保健医療特別会計の終了もあり、総額は減少していました。しかし、平成22年度の国民健康保険医療費の伸び、23年度以降の介護保険給付費の伸び等もあり、増加に転じています。詳細な内訳は表示していませんが、瑞穂町の特別会計の中で、特に国民健康保険特別会計では、平成10年度決算額と29年度決算額の比較で144%の増、介護保険特別会計では、制度開始の12年度決算額と29年度の比較で251%の増を示しています。また、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始されましたが、少子高齢化の進行により決算額は毎年増額で推移していることから、特別会計全体の拡大が懸念されます。事情は各市町村によって多少異なるものの、特別会計規模の拡大は市町村共通の傾向です。

瑞穂町では安全で、住みやすい都市形成と安定した財政収入を確保するため、現在2つの土地区画整理事業を推進するとともに、組合施行による新た

な土地区画整理事業の準備を進めるなど、将来にわたって瑞穂町が自立できる都市基盤整備に努力しています。現在の行政サービスを維持し、少子高齢化などに対応しながら、町の将来に必要な投資を確保するためには、行政が自治体経営の責任を果たすだけでなく、瑞穂町全体が協働して経営し自治体運営の効率化を図らなければなりません。

2 普通会計歳入・歳出の概要

(1) 普通会計歳入（平成29年度決算額の構成）



平成29年度の地方税の決算額構成比は43.2%、前年度決算比較で3.0ポイント減少しました。税収のピークであった平成20年度の53.9%とは10.7ポイントの差があり、決算規模の拡大も相まって、減少傾向にあることは否めません。（平成22年度は特別土地保有税約15億円の収入有り。）

この地方税決算額構成比を都内の他市町村と比べると、東京都町村部では1位、26市も含めた順位で17位、言い換えれば基幹的財源である地方税の構成率が都内で平均的な位置にいる自治体ということになります。ただし、全体的に地方税の構成比が伸び悩んでいる状況にあるのはどの市町村も同じであり、経済状況等にも影響を受けることから、今後の地方税の確保については、各自治体の課題となっています。

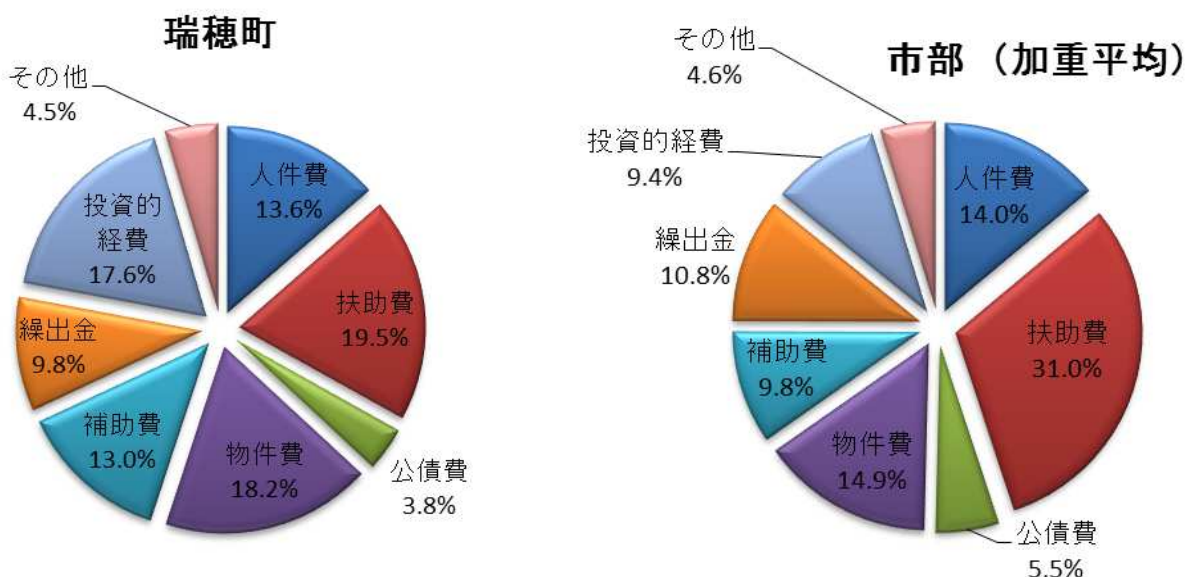
地方税決算額構成比を主な都内各市と比較すると、次の表のようになります。

表から読み取れることは、人口に比例して歳入決算額（財政規模）が大きくなるのは当然のことですが、地方税（自己調達財源）が占める割合では、各市で差が出ていることがわかります。

（平成29年度市町村決算状況調査結果から抜粋）（主な市＋瑞穂町）

| 自治体名 | H30.3.31現在 人口 (人) | 普通会計 歳入決算額 (千円) | 普通会計 地方税決算額 (千円) | 構成比 (%) | 全体 順位 |
|-------|-------------------------|-----------------------|------------------------|------------|----------|
| 武蔵野市 | 145,491 | 66,685,275 | 40,023,929 | 60.0 | 1 |
| 三鷹市 | 186,680 | 67,033,791 | 37,235,126 | 55.5 | 2 |
| 立川市 | 182,843 | 76,587,360 | 39,548,960 | 51.6 | 3 |
| 昭島市 | 113,251 | 42,650,080 | 19,239,228 | 45.1 | 11 |
| 羽村市 | 55,710 | 23,481,461 | 10,252,434 | 43.7 | 16 |
| 瑞穂町 | 33,455 | 15,224,915 | 6,572,823 | 43.2 | 17 |
| 青梅市 | 134,708 | 50,152,887 | 20,299,090 | 40.5 | 20 |
| 武蔵村山市 | 72,510 | 29,315,204 | 10,316,853 | 35.2 | 24 |
| あきる野市 | 80,925 | 30,617,786 | 10,765,030 | 35.2 | 24 |
| 福生市 | 58,448 | 26,593,972 | 8,000,817 | 30.1 | 27 |

（2）普通会計歳出（平成29年度決算額の構成）



普通会計を性質別に分類し直して、瑞穂町と市部の平均を表示しました。対比すると瑞穂町は、人件費、扶助費、公債費を合わせた「義務的経費」が市部平均よりも低く、投資的経費（建設事業）、補助費（一部事務組合への補助等）では高い割合となっています。ただし、市部では福祉事務所の設置が法定必置ですが、瑞穂町には設置されていないことから、扶助費については、単純比較できません。

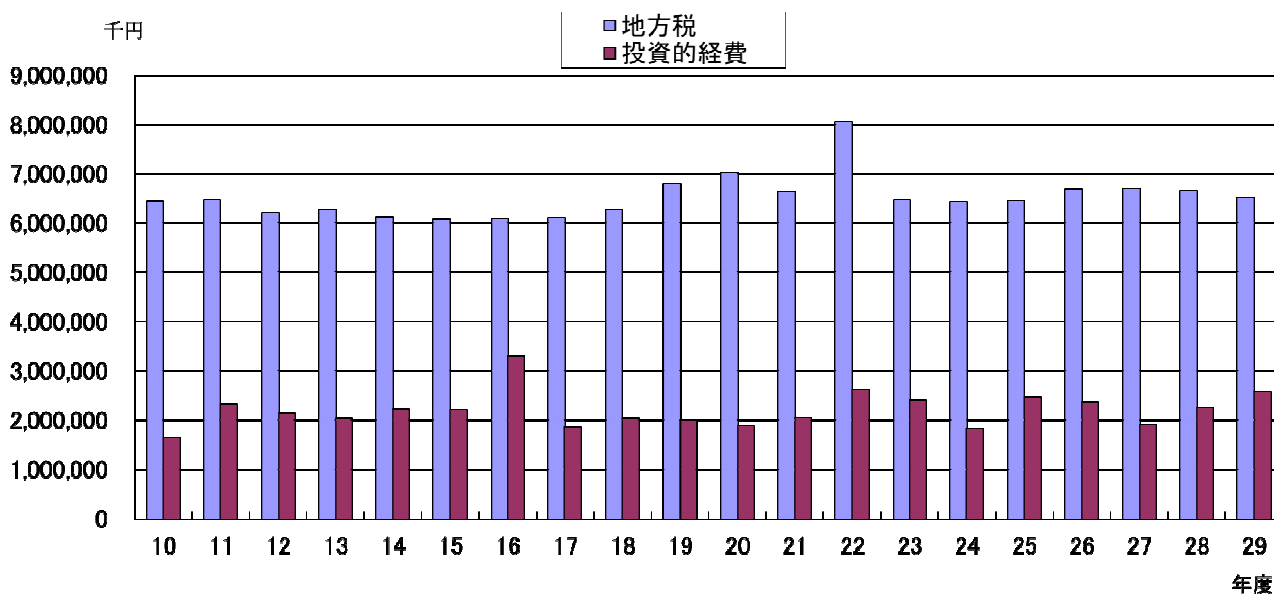
瑞穂町では、支払わなくてはならない義務的経費を低く抑制し、投資的経費に配分が多くなっています。補助費が多くなっているのは、一部事務組合（複数の自治体が共同して事業を実施する。）に対する負担金・補助金が多いことが主な理由です。

なお、下の表は、前ページ円グラフ中の用語の説明をまとめたものです。

（用語の説明）

| | |
|--------------|---|
| 人件費 | i 報酬、ii 給料、iii 職員手当、iv 共済費、v 災害補償費、vi 恩給及び退職年金、vii 互助会等交付金 |
| 扶助費 | 法に基づく社会保障制度の一環として直接住民に支給される経費 【児童手当、心身障害者福祉手当など】 |
| 公債費 | 地方債元利償還金、地方債発行に係る経費 |
| 物件費（非生産的コスト） | i 賃金、ii 旅費、iii 交際費、iv 需用費、v 役務費、vi 備品購入費、vii 委託料、viii 使用料・賃借料・原材料費 |
| 補助費 | i 報償費、ii 役務費(保険料)、iii 委託料(物件費計上外)、iv 負担金、補助及び交付金、v 償還金利子及び割引料(公債費計上外) |
| 繰出金 | 一般会計から特別会計への資金繰出 【国民健康保険特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金など】 |
| 投資的経費 | 建設事業で、社会資本を形成するもの |
| その他 | i 維持補修費、ii 失業対策事業費、iii 積立金等 |

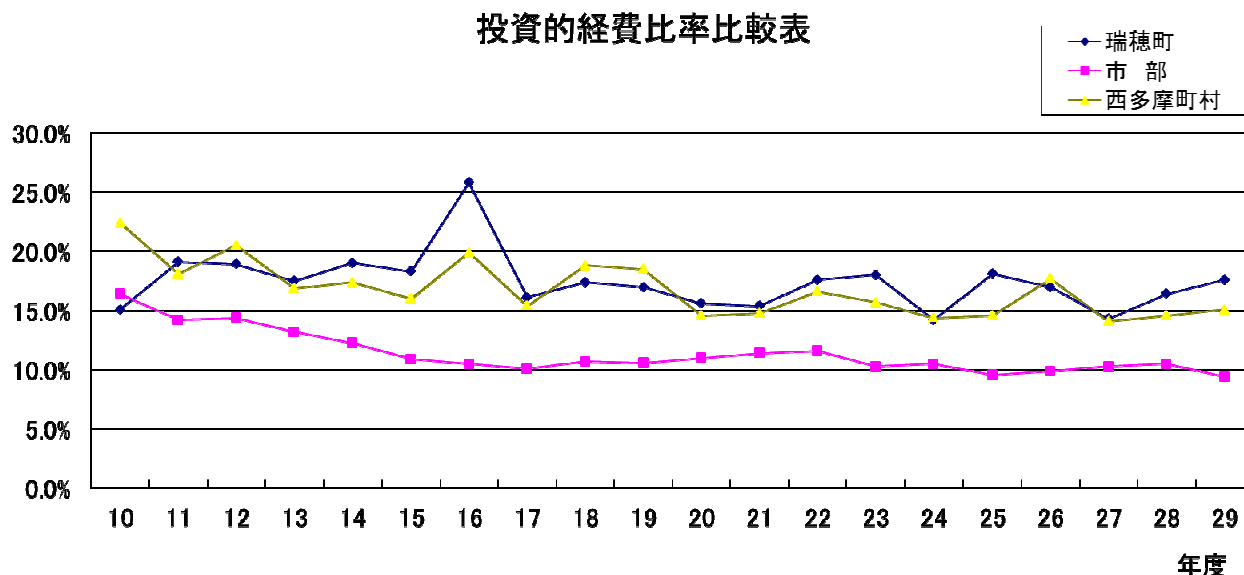
3 地方税と投資的経費の推移



平成10年度から現在までの地方税の推移を見ることとします。平成10年度まで地方税収入は伸びていましたが、その後徐々に減収し16年度には約60億円まで減少しました。バブル破綻以後、所得の目減りやリストラなどが進行する中で、瑞穂町も他の市町村と同様に地方税の水準は下降しました。ただし、急激な落ち込み現象が見られなかったのは、住民税と固定資産税の構成比率がバランスを保っているためです。その後、平成17年度からは地方税が増加に転じました。町内企業の収益が良好だったことや大型店舗の進出があったこと、また自治体経営の自立を目指し、徴収強化を図ったことによります。好景気と徴収強化の相乗効果により平成20年度には、約70億円まで増収しました。しかし、平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界的経済不況の影響で、21年度には、約66億円まで地方税収が落ち込みました。平成22年度は80億を超える伸びを見せていますが、これは鉄道会社から特別土地保有税の納付があったためであり、この納付がなければ64億7,000万円と、23年度、24年度の税収とほぼ同額となります。平成26年度以降は日本経済が緩やかな回復基調となり、町でも町内企業の収益が良好で増加傾向でしたが、28年度、29年度は減少となりました。

また、社会資本を形成する投資的経費は、単年度比較では増減は見られるものの、経年比較では平成11年度から20億円のレベルを維持しています。平成16年度に箱根ヶ崎駅舎等の建設により一時的に投資的経費が上昇しましたが、翌年度には20億円以下に抑制して平均化を図っています。近年は

上昇傾向にあり、特に、平成25、26年度は新郷土資料館の整備、28年度は三小学童保育クラブの整備、29年度は新庁舎建設の開始など、大規模事業の実施により、投資的経費が増加しています。

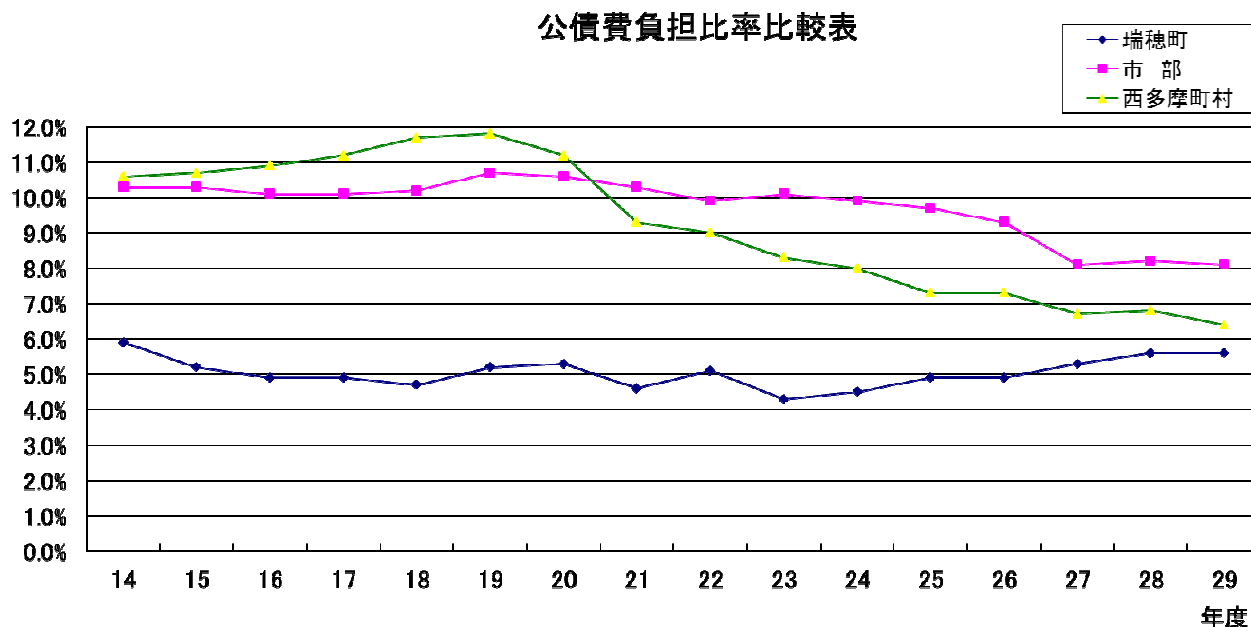


ここで、投資的経費の歳出総額に占める割合（投資的経費比率）を都内市部平均、西多摩町村平均と比較することとします。

市部及び西多摩郡町村部平均値は、平成17年度まで投資的経費を大幅に抑制し、18年度以降緩やかな上昇傾向にありました。また、西多摩町村部平均における、平成12年度、16年度の上昇は、瑞穂町の投資的経費割合に呼応していることから、瑞穂町の投資的経費比率が大きく関連していることが伺われます。市部平均及び西多摩郡町村部平均に比べ、瑞穂町では平成16年度の上昇率が著しいものの、15%から20%の間を維持し、安定した投資を継続しています。

投資的経費は、社会資本の形成を意味します。社会資本形成は、地方自治体の地域経済の維持に重要な役割を果たしています。しかし、新たな施設を建設すれば、その施設を維持するための経費や建設に要した地方債の元利償還といった義務的経費が後年度に発生することとなります。一時的に集中して投資的経費比率が上昇（公共施設の建設ラッシュ）すれば、自己調達できる財源を十分に準備しない限り、地方債に頼ることとなりますから、後年度元利償還に財源を回さざるを得ず、社会資本形成を安定的に継続できないこととなります。

4 公債費負担比率の推移



市町村財政の弾力性を見るための指標の1つとして公債費負担比率があります。公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを知ることができます。

一般の家庭でも、毎月の給料から生活の維持に必要な電気料、上下水道料金、食費、教育費等を支払いますが、その外に家や車のローンがあれば、支払わねばならない経費が増え、余裕がなくなります。公債費負担比率は、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

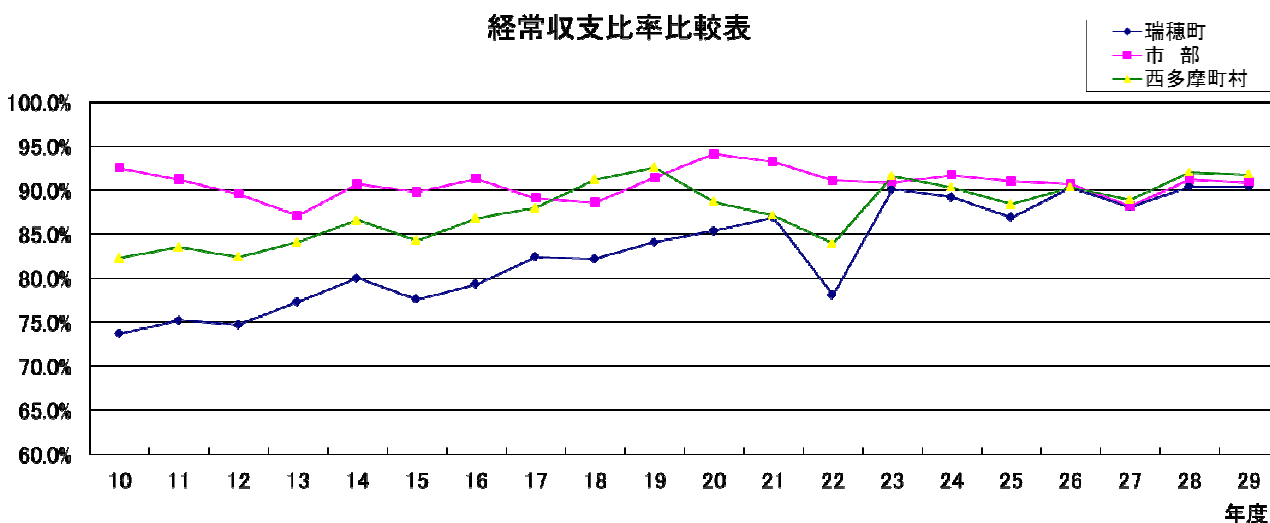
市部平均では、平成14年度から10%ラインを超えて推移していましたが、24年度からなだらかに下降曲線をたどっています。西多摩町村部平均は、平成17年度に11%を上回り、その後12%に近い位置で推移し、20年度から減少傾向にあります。

瑞穂町は平成14年度の5.9%を最高値として年々減少し、21年度には4.6%となっています。地方債を順調に返済し、新たな地方債の発行を抑制していることを示しています。平成22年度には5.1%と上昇していますが、これは5件の起債について任意繰上償還を行って翌年度以降の負担を軽減したものです。その後、平成23年度以降は4%台で推移していましたが、27年度は5.3%、28年度は5.6%、29年度は5.6%と上昇傾向にあり

ます。これは平成27年度に3件、28年度に2件、29年度に3件の新たな起債の償還が始まったことによるものです。

一般家庭や企業がお金を借りるときには、土地や貯金などを担保とする必要があります。しかし、市町村がお金を借りる場合には基本的に担保がありません。道路や公共施設を担保にすれば、返済が滞った場合に住民が利用できなくなるからです。道路や公共施設を利用できないのでは住民生活に大きな支障をきたしてしまいます。

5 経常収支比率の推移



経常収支比率は、市町村が継続して安定的に確保でき、用途を特定されない財源(地方税、地方交付税、地方譲与税等)が、人件費や扶助費、公債費のような簡単に抑制できない経常経費(義務的経費よりも広義)に、どの程度使われているのか(硬直化)を見る指標です。言い換えれば、どうしても支払いを迫られる部分と市町村独自で使える部分の比率を見るための指標です。かつて、適正水準は70~80%といわれてきましたが、全般的に上昇を避けられない状況となっています。現在の適正值は改めて公言されていません。

市部では、平成10年度から高い水準で推移し、西多摩町村部でも次第に上昇しており硬直化が進んでいることが判ります。特に平成19年度は市部及び西多摩町村部共に経常収支比率の平均は上昇し、90%を上回っています。ところがそれ以降、市部及び西多摩町村部とも下降し、平成23年度以降は市部、西多摩町村部、瑞穂町と数値が均衡してきています。

瑞穂町は、平成12年度まで75%付近を推移していましたが、13年度から上昇に転じました。平成13年度臨時財政対策債の借入れを行わず、ま

たその後も借入れをできる限り抑制していることや、15年度から普通交付税不交付団体となったこと（22年度から交付団体）で、地方債の元利償還を自らの財源で手当しなければならなくなったことが、比率を高める結果となっています。平成23年度は、経常収支比率が90.1%と初めて90%台を示しました。平成24年度からは90.0%付近を増減しており、29年度は90.4%となりました。これは、平成27年度から町は再び普通交付税不交付団体となったこと、地方税など経常一般財源が減となったことなどが主な要因です。今後、80%台を維持できるよう、経常経費の削減に努めていかなければなりません。

6 健全化判断比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」施行に伴い、平成19年度決算から健全化判断比率として指標を算出し公表することになりました。指標には、4つの比率があり、瑞穂町の平成29年度の比率は次のとおりです。

(平成29年度瑞穂町の財政健全化比率)

単位：%

| 区 分 | 比 率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|----------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | 14.01 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | 19.01 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 0.6 (3か年平均) | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | — | 350.0 | |

表中、実質公債費比率を除き3つの比率は、マイナス数値となるため、公表数値はありません。参考値として実質赤字比率は-5.89、連結実質赤字比率は-7.77、将来負担比率は-56.5となります。

実質赤字比率は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計を合わせた普通会計の収支決算、連結実質赤字比率は、一般会計とすべての特別会計（財産区特別会計を除く）をあわせた収支決算のことで、マイナス値であることは黒字決算を示しています。

実質公債費比率は、一般会計における地方債の元利償還金（借金返済にかかるお金）や、準元利償還金（特別会計や一部事務組合などの元利償還金に対する繰出金や負担金など）が一般会計の標準的年間収入に占める割合（比率）のことです。公表開始の平成19年度から着実に減少し、25年度から

はマイナス数値を保っていましたが、平成29年度はプラス数値となりました。しかし、依然として低い数値を保っており、無理のない返済をしていることが伺えます。

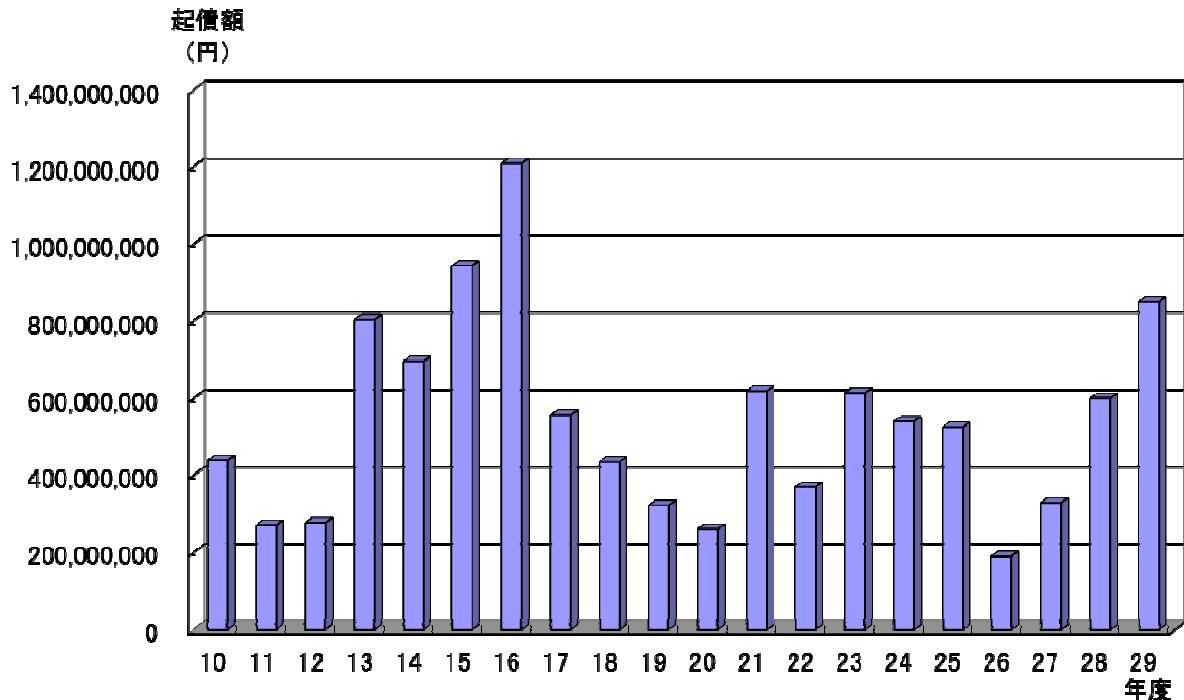
最後に将来負担比率は、一般会計が背負っている借金が、一般会計の標準的年間収入の何年分となっているかを示すものですが、こちらもマイナス値であることは、借金の金額より貯金の金額が上回っていることを表します。今後の財政運営を行うにあたり借金である地方債と貯金である基金のバランスが非常に大切となります。基金の蓄えがなく借金をしていると将来負担比率はプラス数字（悪化）へ移行することになります。

また、4つの比率には超えてはいけない基準が2つあり、1つは早期健全化基準でイエローカードに相当するものです。比率の1つでも基準を超えると「財政健全化計画」を定め議会の承認を得た後、財政健全化に向けて努力しなければなりません。また、早期健全化基準が更に悪化したものが、財政再生基準でレッドカードに相当するものです。将来負担比率を除く3つの比率のうち1つでも基準を超えると「財政再生計画」を定め議会の承認を得た後、総務大臣に報告し財政再生に向けて、取り組まなければならないこととなります。

Ⅲ 瑞穂町の起債の状況

1 起債（普通会計）発行額の推移

起債額の推移



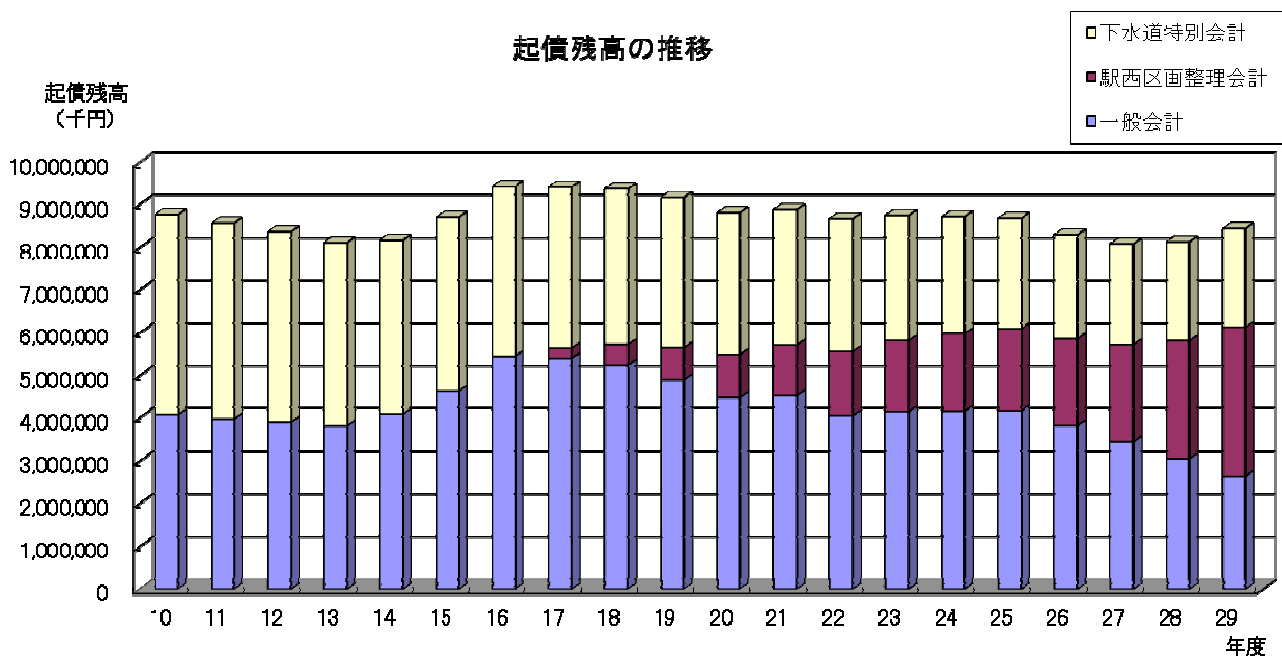
普通会計の地方債発行額（いわゆる「町の借金」）は、平成13年度から16年度にかけ伸びを示しています。また、平成17年度からは逆に地方債発行額を抑制し、後年度負担を抑えています。平成21年度から25年度は、地方税等の減収により、例年より多い地方債発行を余儀なくされました。平成26年度は普通交付税の激減に伴い臨時財政対策債発行可能額も半減したため、地方債発行額が減額となりました。平成27年度、28年度、29年度は普通交付税不交付団体となったため、臨時財政対策債が発行できなくなりましたが、駅西土地区画整理事業の事業費増に伴い地方債発行額が増額となりました。

起債内容（地方債の発行を伴う大型事業）

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 平成10年度 ～12年度 | 都市計画道路事業、減税補てん債 |
| 平成13年度 | リサイクルセンター建設事業、減税補てん債 |
| 平成14年度 | リサイクルセンター建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債 |
| 平成15年度 | 駅東西自由通路建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債 |

| | |
|-----------------------|--|
| 平成 16 年度 | 駅東西自由通路建設事業、駅前自転車等駐車場建設事業、減税補てん債、臨時財政対策債 |
| 平成 17 年度 | 都市計画道路事業、減税補てん債、臨時財政対策債 |
| 平成 18 年度 | 元狭山コミュニティセンター建設事業、減税補てん債 |
| 平成 20 年度 | リサイクルプラザ増設工事事業 |
| 平成 21 年度 | 福社会館改修工事事業、臨時財政対策債 |
| 平成 23 年度 | 長岡コミュニティセンター整備事業、臨時財政対策債 |
| 平成 24 年度 | 臨時財政対策債 |
| 平成 25 年度 | 新郷土資料館建設事業、臨時財政対策債 |
| 平成 17 年度～ 平成 29 年度 | 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業（駅西特別会計） |

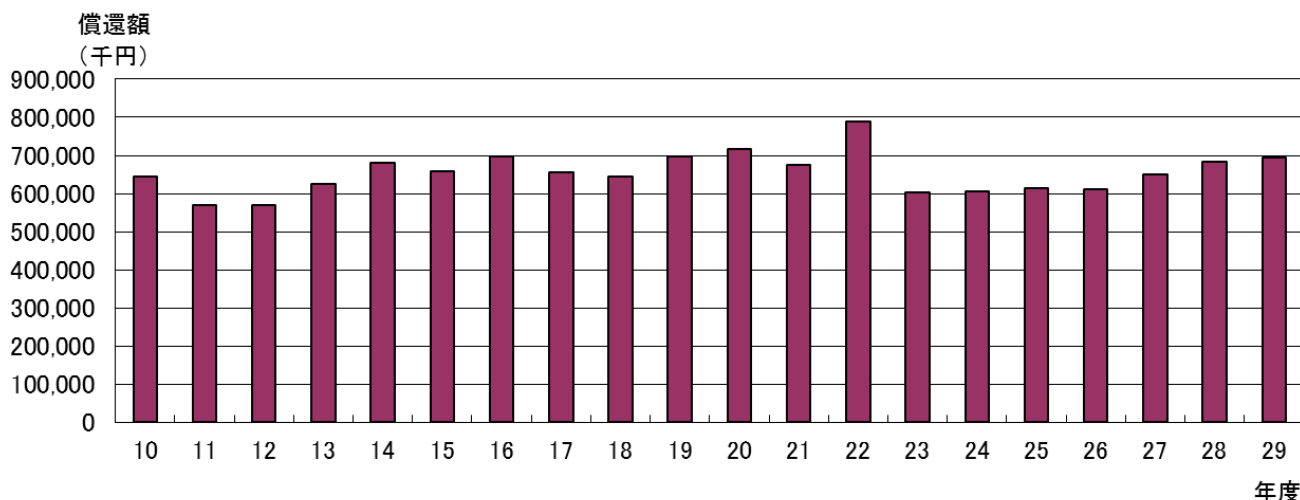
2 起債（一般会計及び下水道事業特別会計等）残高の推移



一般会計と特別会計の起債残高をグラフにまとめました。平成15年度に普通交付税不交付団体となった以後、一般会計での残高比率が高まり、16年度から19年度は、総額90億円のレベルで推移しています。平成20年度以降は、発行の抑制と順調な返済に加え、任意繰上償還を行った効果が現れ、徐々に残高が減少しています。一方で特別会計では、平成17年度より箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業において地方債の発行を始め、年々残高が増加しつつあります。

3 起債の償還計画

償還額の推移



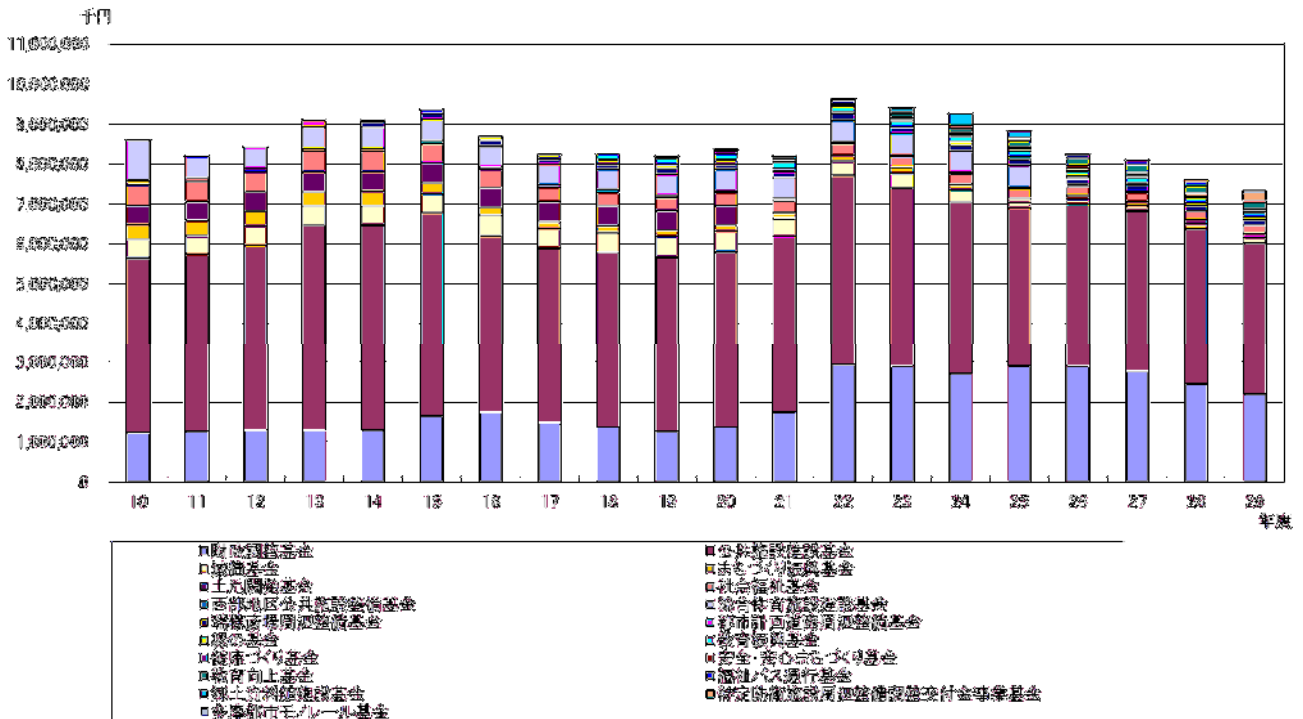
次に、一般会計と特別会計を合わせた起債の償還額をグラフにまとめました。瑞穂町の起債元金の償還額は、平成22年度に任意繰上償還を行った結果約7億9,000万円と上昇しましたが、23年度では約6億円まで下がり、26年度まで同水準で推移しました。しかし、平成27年度、28年度、29年度は新たな起債の償還が計8件始まったことにより約7億円まで上昇しています。

公共施設建設等に必要な経費を一時に支出すれば、他の施策を遂行するための財源に影響が出かねません。また、次世代まで利用することができる公共施設建設は、その経費を次世代の人たちも負担することとして、平準化することも地方債発行の大きな目的の1つです。しかし、加重な地方債の発行は、後年度の元利償還の比率を高め、財政の余裕度を失いかねません。起債残高の推移を注視しながら、起債の発行と償還のバランスを保つことが最も重要です。

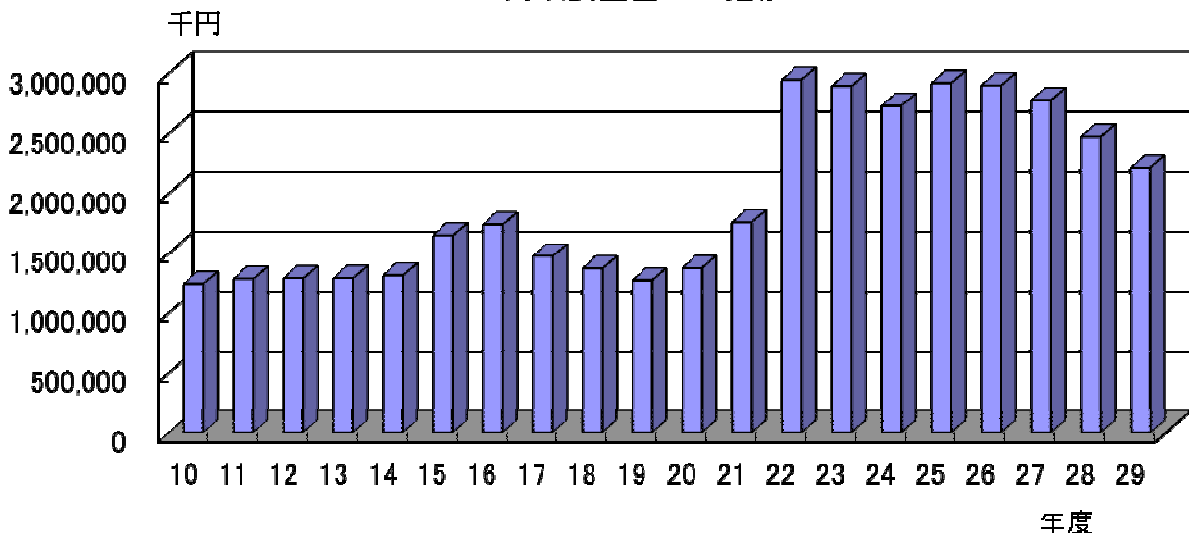
IV 基金の推移

これまで、瑞穂町の財政運営状況と起債（町の借金）について概観してきました。しかし町の「懐具合」の中で、町の貯金（基金）の様子も見ておかななくてはなりません。基金は、それぞれ目的を持って設置されています。そして、それぞれの設置目的に沿って各種事業に財源措置（基金の取崩し）するための、準備金のような性格を持っています。しかし、備えが低水準では貯える余地もないほど財政が悪化していると判断されかねません。特に年度間の財政の不均衡を調整するために備える財政調整基金は、一定水準を保つことが必要となります。次のグラフは、普通会計における基金総額の推移と財政調整基金の推移を示したものです。

基金年次推移(普通会計)



財政調整基金の推移



財政調整基金は、年度間の財政の不均衡に備えることに加え、災害復旧等に備えることも目的ですから、低下すればその役割を果たすことが難しくなります。現在は約22億円の備えがありますが、経常収支比率の上昇に合わせて、財政調整基金の取崩額の増加も想定されるため、長期計画にあわせて適正規模を維持しなくてはなりません。

V まとめ

瑞穂町の平成29年度の決算は、一般会計歳入決算で約143億円、一般会計と特別会計の合計歳入決算額で約244億円と、前年度決算比で4.4%の増額となり、経年的に財政規模が増加傾向にあります。そのような中、基幹財源である地方税等の自主財源比率の割合が伸びず、今後の自主財源確保が課題となっています。

歳出では、「人件費、扶助費、公債費」（義務的経費）を抑制し、近隣市と一部事務組合を設置して、ゴミ処理、斎場、学校給食、病院といった事業の効率化を図っています。財政調整基金及び公共施設建設基金といった社会資本形成に要する財源確保も堅調で、安定した地域投資水準を維持しています。また、地方債償還は計画的に行われ、公債費比率も低水準を維持しています。

一方、平成29年度は27年度、28年度に引き続き普通交付税不交付団体となり、経常収支比率も90.4%となりました。今後も財政の柔軟性を失わないよう継続した努力が必要と分析されます。

わかりやすい財政分析と財政の特徴をつかむため、普通会計（各市町村の共通する事業をベースに再計算するもので、瑞穂町では一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業特別会計を合わせたもの）と一般会計（予算書ベース）を含めて解説しました。

しかし、先に述べたように、市町村を取り巻く財政環境は悪化していますし、自治体の役割拡大が続く中で、これからの行財政運営こそ、市町村の経営手腕が問われることとなります。

住民に最も身近で、信頼される基礎自治体（市区町村）は、地方自治体自らの投資レベルを維持し、民間投資や市場投資を誘導できる自治体でなくてはなりません。

数値は、結果を示すのみですが、あらゆる数値結果には過程が存在します。また多くの事業がそれぞれに関連して結果を導き出しているのです。瑞穂町は、日々事務事業の効率的執行に努力していますが、職員は課単位の仕事に精通するだけでなく、これからは特に町を取り巻く地理的環境や地域経済にも広く視野を広げ、行政のプロとしての経営感覚を持つことが必要となります。また今後、議会、住民、企業と協働して更に効果的で効率的な行政サービスを提供することが重要となります。

※この財政分析は、主に次の資料を用いて作成しました。

- ① 東京都総務局行政部市町村課「平成２９年度市町村決算状況調査結果」
- ② 平成２９年度瑞穂町決算書